山梨市地域福祉計画

令和 3年 3月

山 梨 市

山梨市では、社会福祉法に基づき、平成22年3月に第1期、平成28年3月に第2期「山梨市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

急速な少子・高齢化等による人口減少社会の到 来、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化の 進行など、社会情勢が大きく変化しております。 このため、子育て、介護、障害、生活困窮等の複 合的な課題を抱える世帯や、生活上の悩みを誰に も相談できず地域で孤立してしまう高齢者や生活 困窮者などに対する支援が大きな課題となってい ます。



そのような中、地域で暮らす人々の支援ニーズは複雑化、多様化し、制度によるサービスだけでなく、地域の人と人のつながりの中での支え合いが不可欠のものとなっており、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心した生活をおくるためには、住民一人ひとりの努力と、地域での相互の助け合い、公的なサービスが連携していく必要があります。

本計画は第2次山梨市まちづくり総合計画を上位計画とし、本市における地域福祉推進の施策展開の基本となるものです。今回の山梨市地域福祉計画では、前計画の基本理念を引き継ぐ中で、「地域に関心を持ち、行動できる人が増える環境づくり」「誰もがともにつながり、ささえあう地域づくり」「安全・安心な暮らしを守るしくみづくり」の3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました山梨市 地域福祉計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント にご協力をいただきました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に、心よりお礼申し 上げます。

令和3年3月

山梨市县 高木晴雄

目 次

弗 1	草 計画の末定にあたつ (
0	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
2	地域共生社会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
8	地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
4	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	3
第2	章 本市の現状と課題				
0	位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		8
2	地域福祉を取り巻く現状 ~統計から~ ・・・・・・・	•	•	•	9
3	地域福祉に求められていること ~アンケート調査結果~ ・	•	•	• 1	19
4	前計画の主な進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• (38
6	地域福祉の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• (39
第3	章 計画の基本的考え方				
0	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
2	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 4	42
3	計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 4	43
第4	章 地域福祉推進のための施策				
0	地域に関心を持ち、行動できる人が増える環境づくり・・・	•	•	• 4	15
	(1) 地域福祉の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	(2) ボランティアの養成・活動の支援・・・・・・・	•	•	• 4	17
	(3) 地域福祉を支える人材の育成支援・・・・・・・	•	•	• 4	19
2	誰もがともにつながり、支え合う地域づくり・・・・・・	•	•	٠ إ	51
	(1) 福祉団体等の活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• [51
	(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり・・・・	•	•	٠ إ	53
	(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進・・・・・・・			• [55

_	安全・安心な暮らしを守るしくみづくり・・・(1)住民等による支え合い活動の促進・・・・(2)地域における支え合い拠点の整備・拡充・(3)包括的な相談・支援体制の推進・・・・・		 •			•		5759	
資料	編								
0	山梨市地域福祉計画策定懇話会設置要綱・・・ 山梨市地域福祉計画策定懇話会委員名簿・・・								
3	山梨市地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱山梨市地域福祉計画策定庁内検討会委員名簿・	•	 •	•	•	•	•	• 65	
6	山梨市地域福祉計画策定庁内検討会議作業部会								

第1章 計画の策定にあたって

● 計画策定の背景

我が国では少子・高齢化によって、核家族化や高齢者世帯の増加が進行しています。加えて、個人の価値観の多様化や、ライフスタイルの変化などにより、家庭や地域でお互いに支え合い、助け合う機能が脆弱化し、住民同士の社会的なつながりも希薄になってきています。これらの影響で、市民が抱える生活課題も生活不安やストレスによる自殺や家庭内暴力、虐待、いじめ、ひきこもりなど、複雑化かつ多様化してきています。さらに、経済状況の変化などにより、生活困窮者の増加も深刻化しています。

こうした厳しい社会情勢のなかで、市福祉行政や社会福祉協議会の役割が増大するとともに、地域社会を主体とする市民相互の「助け合い」や「支え合い」によって、安心して暮らせる地域社会を目指す『地域福祉』の重要性もますます大きくなっています。

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活するためには、各自が抱える課題を我が事として丸ごと受け止めることが重要で、行政はもとより、社会福祉協議会や地域の関係団体、ボランティア団体、事業者、さらに市民が、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて相互に協力し、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指すことが求められます。

地域福祉計画の策定にあたっては、平成 29 年に国からガイドラインが示され「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たな努力義務となりました。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正では、「地域福祉の推進の理念」が明記されるとともに、「市町村による包括的な支援体制づくり」、「地域福祉計画の充実」が規定されました。

❷ 地域共生社会とは

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの地域に 『我が事』として参画し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け 手」という関係を超えて、『丸ごと』つながって、住民一人ひとりの暮らし と生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

「地域共生社会」を実現するためには、市民や地域の関係団体、福祉事業者、行政などが相互に協力して、一人ひとりが抱える生活課題を地域の課題としてとらえ、課題解決に取り組むことが必要で、お互いに思いやり、支え合う意識の醸成と、地域社会を基盤とした福祉の推進を図ることが重要となります。

3 地域福祉とは

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と 人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や その仕組みを作っていくことです。

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など さまざまな人が生活しており、それぞれの人の多種多様な悩みや問題が それぞれの人に固有の生活課題・福祉課題を作り出しています。

そのすべてに本人や家族だけで、あるいは公的なサービスだけで対応することは困難であり、生活課題・福祉課題への対応は自らの力で問題解決を図る「自助」、隣近所等で助け合う「互助」、地域で組織的に支え合う「共助」、公的な支援や福祉サービスといった「公助」のそれぞれの働きが生き、またそれらの連携・協働の仕組みが生きることによって図られるべきものです。

そのため、本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会 福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、 適切に連携・協働していくことが重要です。 自助 (自分·家族)

個人や家族による支え合い

共助 (地域)

自治会やボランティア団体等 による地域における組織的な 助け合い・支え合い 公助 (行政)

公的な制度として福祉 サービスの提供による 支え合い

4 計画の位置づけ

1 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」 として策定されるものであり、本市における地域福祉を推進するための 施策展開の基本となるものです。

2 地域福祉計画に盛り込む事項

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉 に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

【参考】社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が 抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若し くは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する 課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題 (以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関 (以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

- 第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその 解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努め なければならない。

(包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する 支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互 に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域 福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供 及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に 関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する 支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

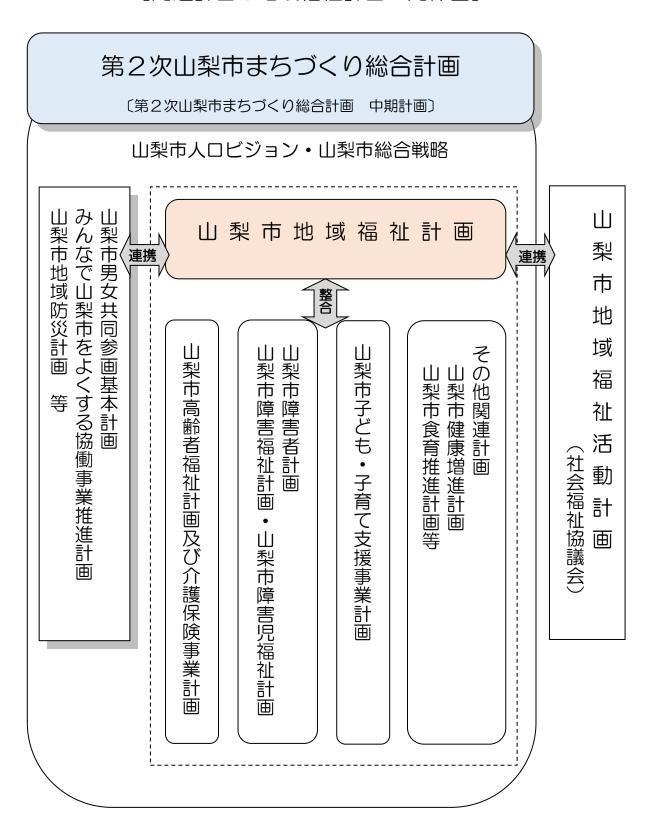
- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む べき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 関連計画との関係

本計画は第2期山梨市まちづくり総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進を具現化する計画です。

また、地域福祉を一体的に推進する観点から、児童福祉、障害者福祉、 高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。 さらに福祉の分野別計画以外の諸計画と整合性を図ります。

【関連計画と地域福祉計画の関係図】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。 今後の社会情勢の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、 必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会(以下、「社協」)は社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されて、民間の社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定することとなっています。

本計画と社協の地域福祉活動計画とは、地域福祉を進めるうえで、 整合・連携を図り、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。

「地域福祉計画」

「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第 107条の規定に基づき、市が策定します。

「地域福祉活動計画」

「住民」「地域で福祉活動を行う者」 「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、 具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の活動計画として策定します。

第2章 本市の現状と課題

● 位置と地勢

本市は、甲府盆地の東部に位置し、西部から南部にかけて甲府市及び 笛吹市、東部は甲州市、北部を埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれ ぞれ接しています。

地形的には、南北を笛吹川が縦貫し、北部は山岳・丘陵地帯、南部には笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっています。

南部の平坦地にはJR中央本線山梨市駅、東山梨駅の2駅を中心に 市街地が形成されています。市街地周辺から丘陵地帯にかけては、桃、 ぶどうなどの果樹園が広がり、その中に集落が点在しています。

市街地の北側は、笛吹川上流に向かって標高が高くなるにつれ、山林 の占める割合が高くなり、地域全体としては8割以上を山林原野が占め ています。特に北部に位置する秩父山系には、甲武信ヶ岳、国師岳など 2,000m級の山々が連なり、山あいの西沢渓谷、乙女高原などと 併せ、その優れた自然環境は秩父多摩甲斐国立公園に指定されています。



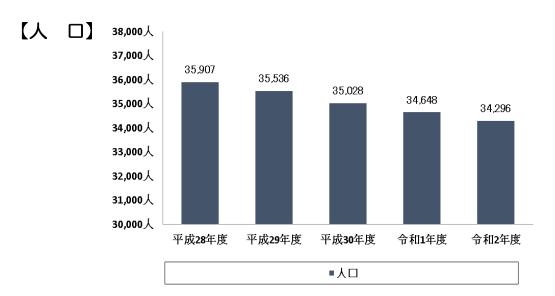
2 地域福祉を取り巻く現状 ~統計から~

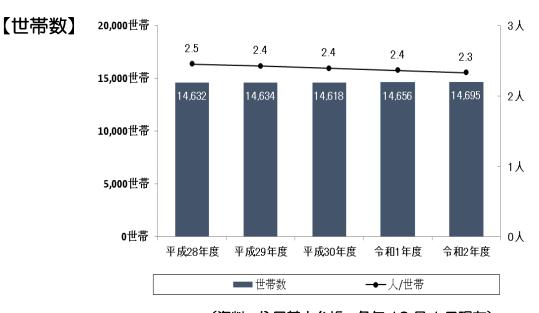
(1) 人口と世帯数の状況

山梨市の総人口は、令和2年10月1日現在で34,296人となっています。

人口は、平成10年をピークに減少傾向にあり、令和2年の人口は、平成28年と 比較すると4.5%(1,611人)の減少となっています。

令和2年10月1日の世帯数は14,695世帯で、平成28年と比較すると0.4% (63世帯)の増加となっており、一世帯あたりの人数は、2.3人と減少傾向にあります。



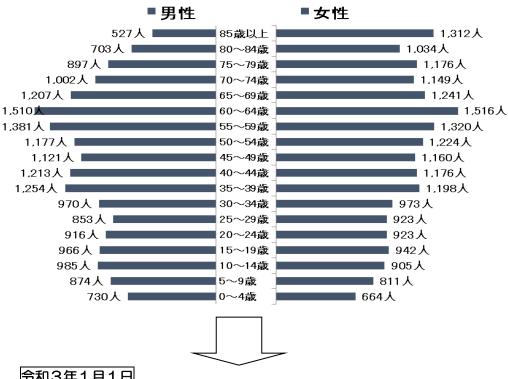


(資料:住民基本台帳 各年10月1日現在)

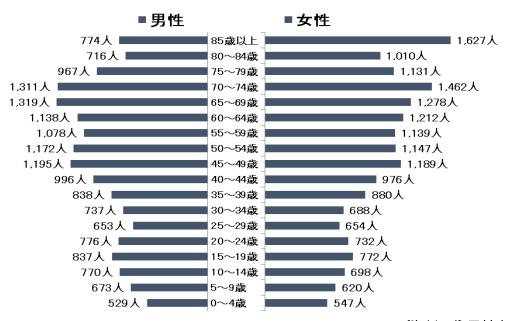
(2) 年代別人口

令和3年の年代別人口は、男女とも60~64歳の団塊の世代が最も多く、平成 23年と比較して、59歳以下が減少、60歳以上が増加しています。

平成23年1月1日



令和3年1月1日

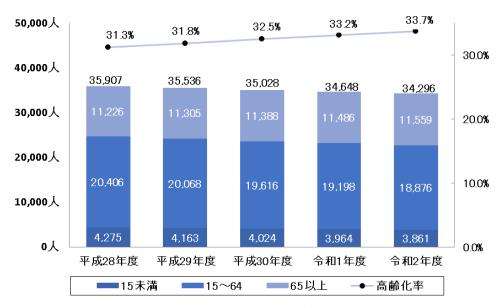


(資料:住民基本台帳)

(3) 高齢者人口等の推移

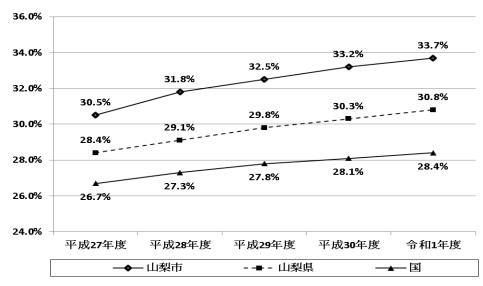
本市の65 歳以上の高齢者人口は、令和2年10月1日現在では、11,559人で、 平成28年の 11,226人と比較すると、ここ5年間で333人(3.0%)の増加と なっています。

また、高齢化率においても平成28年の31.3%から、令和2年では33.7%となり、ここ5年間で2.4ポイント増加しています。



(資料:住民基本台帳 各年10月1日現在)

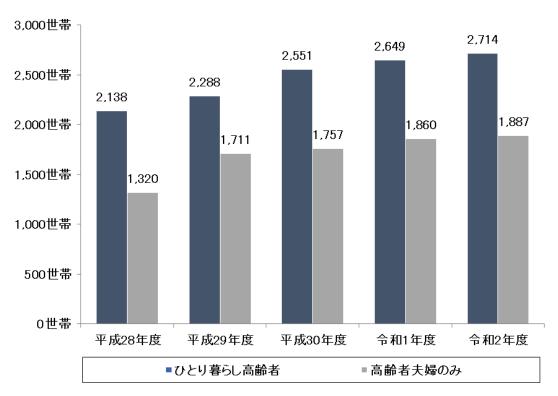
国・県との高齢化率の比較



(基準日: 国•県(人口推計)、市(住民基本台帳) 各年10月1日現在)

(4) ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦のみの世帯

ひとり暮らし高齢者は 2,714 世帯、高齢者夫婦のみの世帯は 1,887 世帯で、 ともに急激に増加しています。ひとり暮らし高齢者は平成 28 年度と比較すると、 576 人(26.9%)の増加となっています。



(高齢者福祉基礎調査 各年4月1日現在)

(5) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、介護保険事業状況報告によると、令和2年3月末(令和1年度末)時点で1,881人となっており、平成28年3月末(平成27年度末)の1,921人と比較すると、40人(2.1%)減少しています。認定率(65歳以上の被保険者数に対する要支援・要介護認定者の割合)で見ると、平成27年度末時点の17.3%から令和1年度末では16.4%と0.9ポイントの減少となっています。

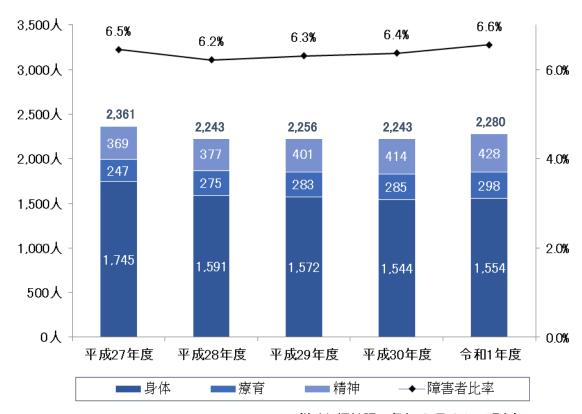
認定者数の推移(各年度末実績)



(資料:介護保険課 各年3月31日現在)

(6) 障害者手帳保持者数と障害者比率の推移

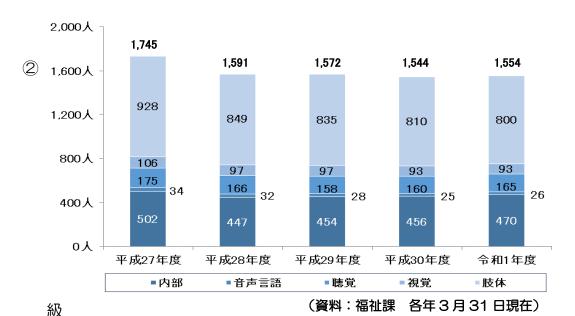
障害のある人(手帳所持者)は、令和1年3月末現在で身体障害者が1,554人、知的障害者(療育手帳所持者)が298人、精神障害者が428人となっており、 障害者比率は6.6%と平成28年以降年々増加する傾向にあります。



(資料:福祉課 各年3月31日現在)

① 身体障害者手帳保持者の障害の種類

身体障害者手帳の障害種類別の保持者は、内部障害が 470 人、音声言語障害が 26 人、聴覚障害が 165 人、視覚障害が 93 人、肢体障害が 800 人(令和 2 年 3月31日現在)となっています。



別推移

298

療育手帳等級別保持者は、A-1 が 18 人、A-2a が 33 人、A-2b が 56 人、A-3 が6人、B-1 が 86 人、B-2 が 99 人(令和 2 年 3 月 31 日現在)となっています。A は、横ばいですが、B は増加傾向です。

247 300人 99 91 91 91 73 200人 86 84 82 76 71 100人 52 56 51 32 33 33 29 30 16 18 20 18 人0 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和1年度 ■B-2 ■A - 1 ■A - 2a ■A – 2b ■A-3 ■B-1

③ 精神障害者

A-1: 最重度・合併

A-2a: 最重度

A-3:中度・合併

(身障手帳との合併)

A-2b:重度

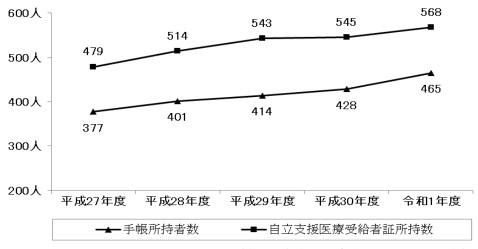
B-1:中度

B-2:軽度

(身障手帳との合併)

保健福祉手帳および自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の推移

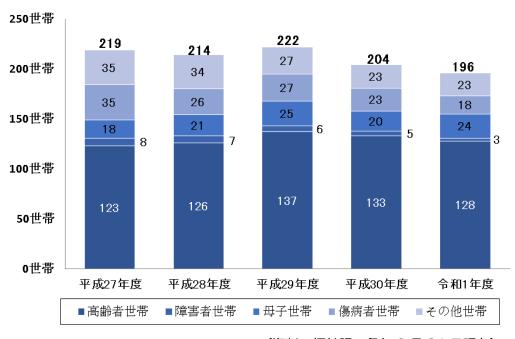
精神障害者保健福祉手帳保持者は、465人、自立支援医療(精神通院)受給者証 所持者は568人(令和2年3月31日現在)となっています。手帳・受給者証の 保持者は、増加しています。



(資料:福祉課 各年3月31日現在)

(7) 生活保護世帯

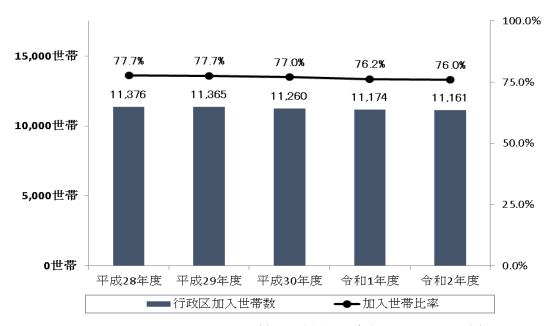
生活保護世帯は、障害者世帯、傷病者世帯及びその他世帯が減少しています。



(資料:福祉課 各年3月31日現在)

(8)区•自治会加入者世帯

区・自治会の加入世帯は、平成28年度と比較すると、令和2年度215人(1.9%)減少しています。また、加入世帯の減少に伴い、加入世帯比率も低下しています。



(資料:総務課 各年10月1日現在)

(9) 各種相談件数

相談件数は、地域包括支援センターが 4,675 件、結婚相談 33 件、無料法律相談 37 件、心配ごと相談 10 件、無料消費生活相談 34 件、行政相談 104 件、障害者総合相談 3,000 件、母子相談員相談 38 件、生活相談支援センター相談 135件となっています。地域包括支援センター総合相談が最も多く、毎年 4,500 件以上の相談を受けています。

相談事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
地域包括支援センター総合相談	4,722	5,394	4,874	4,836	4,675
結婚相談	44	22	30	40	33
無料法律相談	44	36	31	37	37
心配ごと相談	10	8	0	22	10
無料消費生活相談	6	7	11	30	34
行政相談	76	29	66	56	104
障害者総合相談	2,242	2,183	3,144	3,488	3,000
母子相談員相談	47	51	27	46	38
生活相談支援センター相談	97	74	128	127	135

(基準日 各年3月31日)

3 地域福祉に求められていること ~アンケート調査結果~

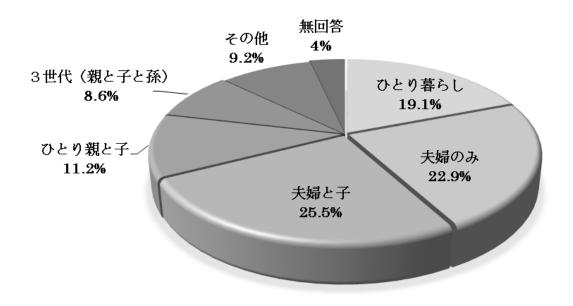
地域福祉計画策定に向け、アンケート調査を実施しました。

- •調查対象者 市民1,000人(無作為抽出)
- ・調査期間 令和2年9月
- ・調 査 方 法 郵送による配布・回収により実施(無記名回答)
- 回 収 結果 有効回収数 456件(回収率45.6%)

(1) 世帯の状況

アンケート調査の結果では、「夫婦と子」が25.5%と最も多く、「夫婦のみ」22.9%、「ひとり暮らし」が19.1%となっています。

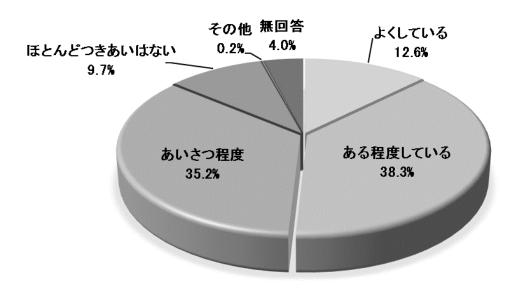
平成 27 年度調査と比較すると、「ひとり暮らし」が 12.1 ポイント増加 しています。



(2) 近所づきあいの状況

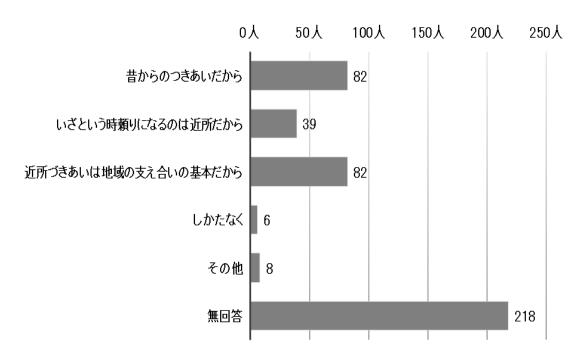
近所づきあいの現状について、「よくしている」12.6%、「ある程度している」38.3%であり、近所との助け合いの関係があると思われる人は50.9%となっています。一方、「あいさつ程度」「ほとんどつきあいはない」が44.9%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「ほとんどつきあいはない」が 6.7 ポイント増加しています。



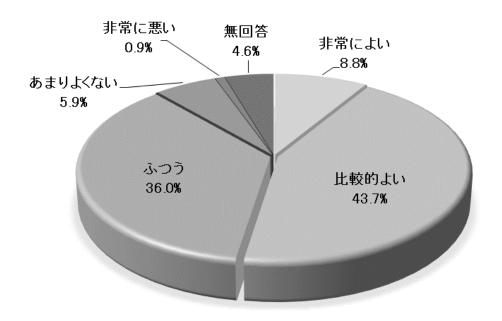
(3) その主な理由は何ですか。

「昔からのつきあいだから」「近所づきあいは地域の支え合いの基本だから」がそれぞれ82人となっています。



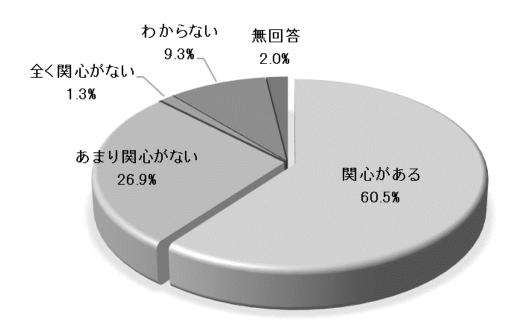
(4) 山梨市の住み心地の状況

山梨市の住み心地は、「非常によい」「比較的よい」が合計で52.5%と、 約半数の人が住みよいと思っています。一方「あまりよくない」「非常に悪い」 と思っている人は6.8%います。



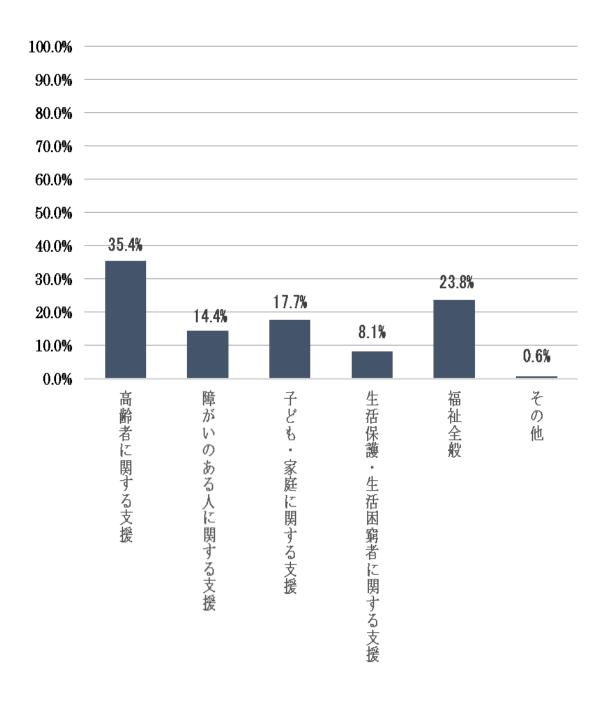
(5) 福祉への関心度

福祉への関心度については、「関心がある」が60.5%と高く、一方「あまり関心がない」「全く関心がない」が28.2%となっています。 平成27年度調査と比較すると、「あまり関心がない」が5.9ポイント 増加しています。



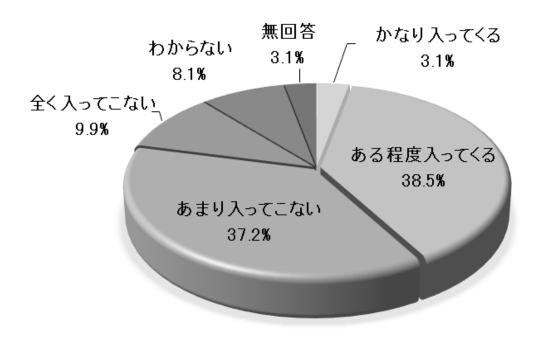
(6) 関心のある福祉分野

福祉に「関心がある」人の中で、関心のある分野について(複数回答)は、「高齢者に関すること」が35.4%と最も多く、次いで「福祉全般」が23.8%となっています。高齢化率が33%を超えていることからも、高齢者福祉に関心があることがうかがえます。



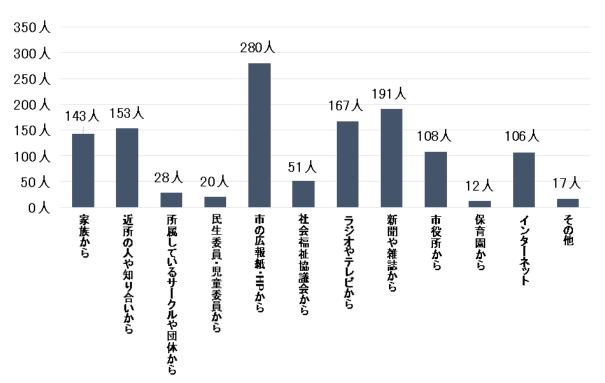
(7) 福祉情報の有無について

福祉情報について、「かなり入ってくる」「ある程度入ってくる」が41. 6%となっていますが、約半数の人が情報の入手ができていない状態です。 情報の発信方法を検討する必要があります。



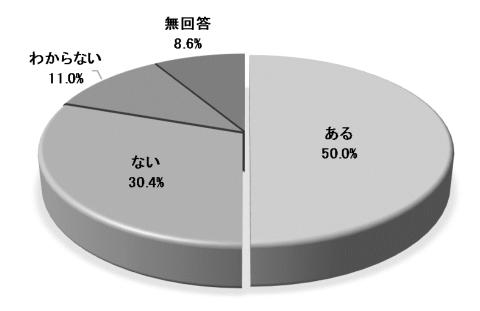
(8) 福祉情報の入手先について

情報の入手先(複数回答)については、「市の広報誌・ホームページ(HP)から」が最も多く、次いで「新聞や雑誌から」となっています。



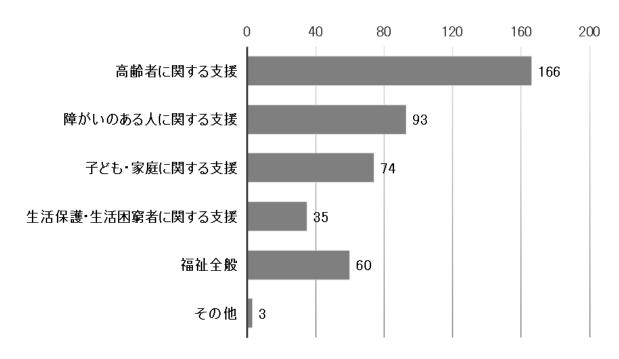
(9) 福祉サービスの必要性を身近に感じたことはありますか。

「ある」が50.0%と半数となっています。



(10) その必要性を感じたのは福祉のどのような分野のサービスに ついてですか。

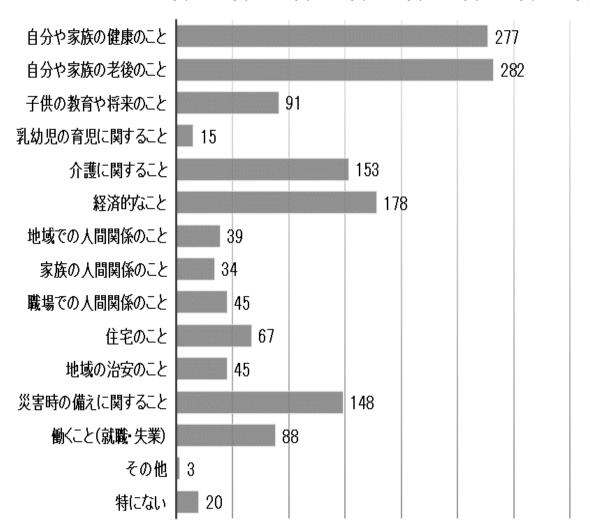
「高齢者に関する支援」が 166 人と最も多く、次いで「障がいのある人に関する支援」となっています。



(11) 日々の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。

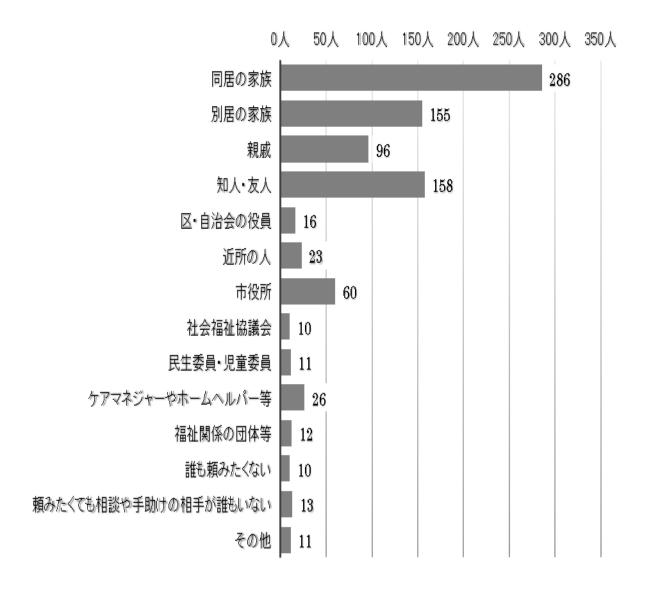
「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」が多くなっています。

0人 50人 100人 150人 200人 250人 300人 350人



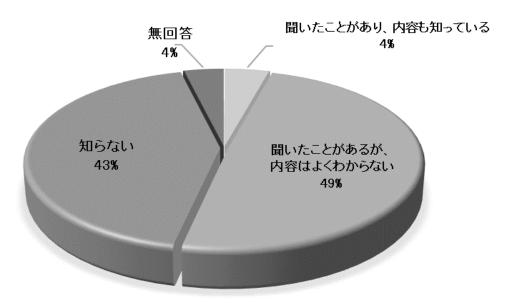
(12) 生活上困ったことがあった場合、主に誰に相談しますか。

「同居の家族」286人と最も多く、「友人・知人」「別居の家族」となっています。



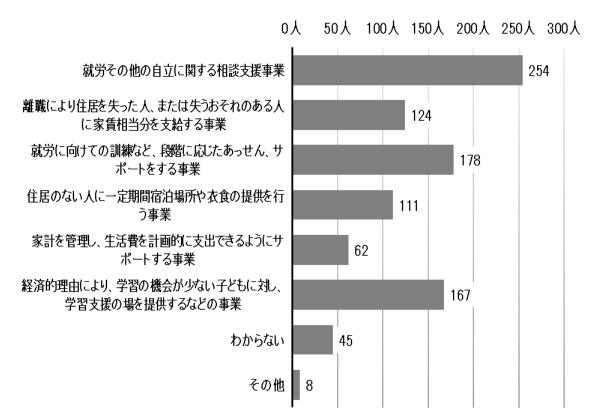
(13) 「山梨市生活相談支援センター」について、知っていますか。

「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」が多くを占めています。



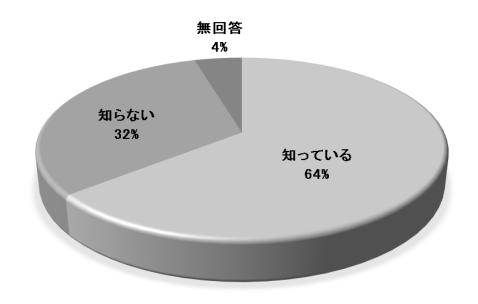
(14) 失業などの理由により、経済的に困窮した場合、必要と思われる支援内容はどれですか。

「就労その他の自立に関する相談支援事業」が最も多く、「就労に関する サポート事業」「子どもの学習支援事業」となっています。



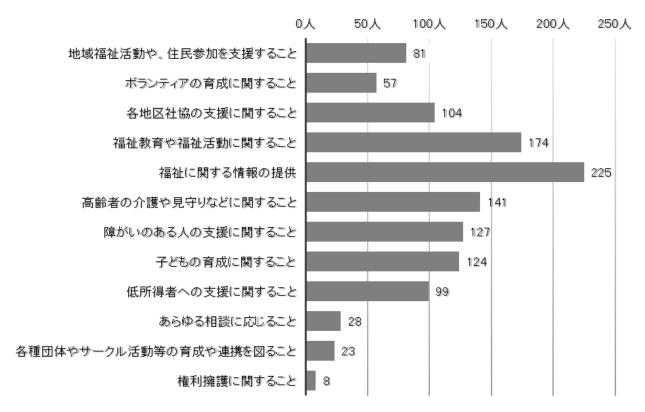
(15) 山梨市社会福祉協議会を知っていますか。

「知っている」が64%となっています。



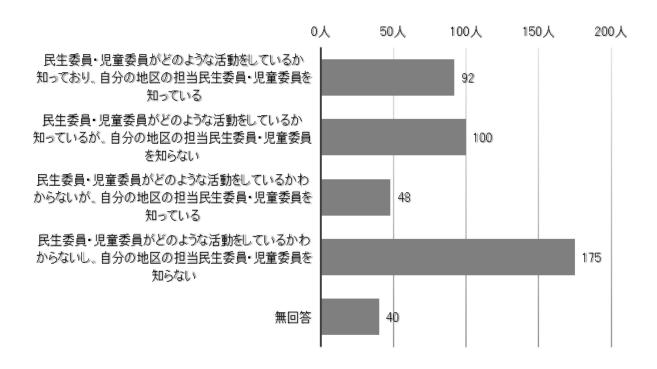
(16) 社会福祉協議会の活動で、今後どのような分野での役割を期待しますか。

「福祉に関する情報提供」が最も多く、次いで「福祉教育や福祉活動に関すること」となっています。



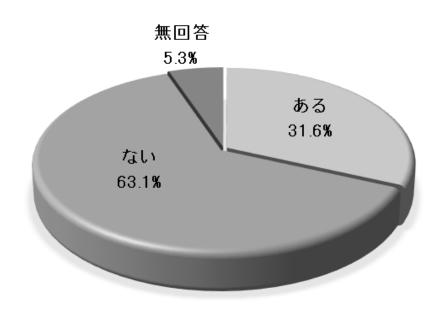
(17) 民生委員・児童委員を知っていますか。

「民生委員・児童委員がどのような活動をしているかわからないし、自分の 地区の担当民生委員・児童委員を知らない」が最も多くなっています。



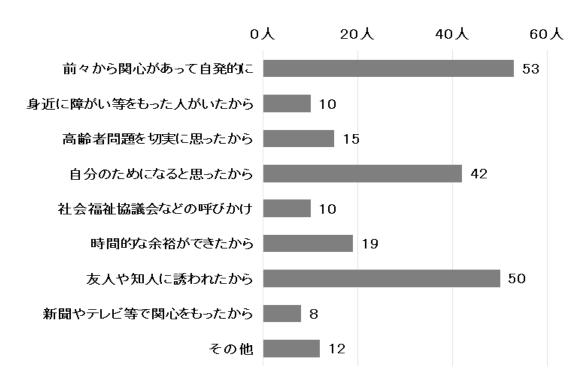
(18) ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動への参加状況は、「ある」が31.6%で、一方「ない」が63.1%となっており、参加しているボランティアは「お祭りなどイベントの手伝い」が最も多く、次いで「造園、園芸、草取りなど」となっています。



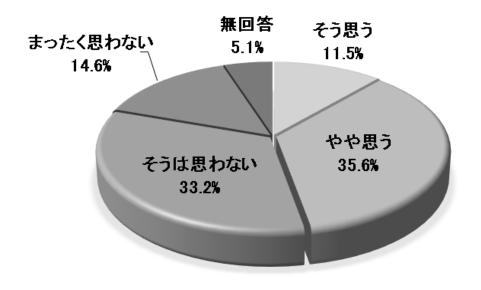
(19) ボランティア活動に参加した理由は、次のうちどれですか。

「前々から関心があって自発的に」「友人や知人に誘われたから」が多くなっています。



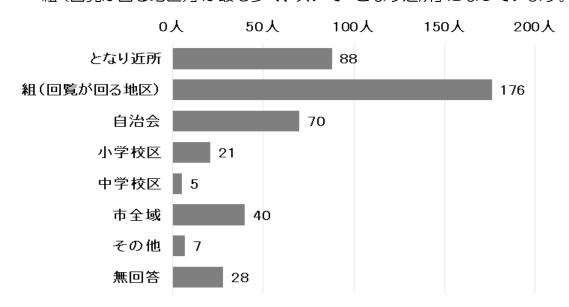
(20) 地域と地域活動について

地域と地域活動について、「地域」との関わりが深い生活を送られていますかという問いに対し、「そう思う」「やや思う」を合わせて47.1%となっており、「そうは思わない」「まったく思わない」が47.8%とほぼ同率となっています。平成27年度調査と比較すると、「そう思う」が9.5ポイント減少しています



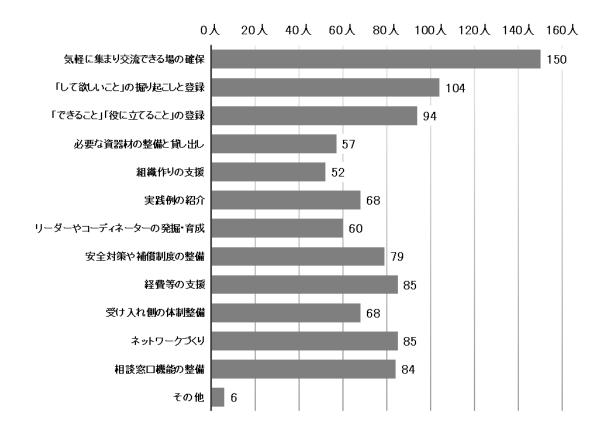
(21) 積極的に助けあいの活動ができる「地域」とはどこまでだと思われますか。

「組(回覧が回る地区)」が最も多く、次いで「となり近所」になっています。



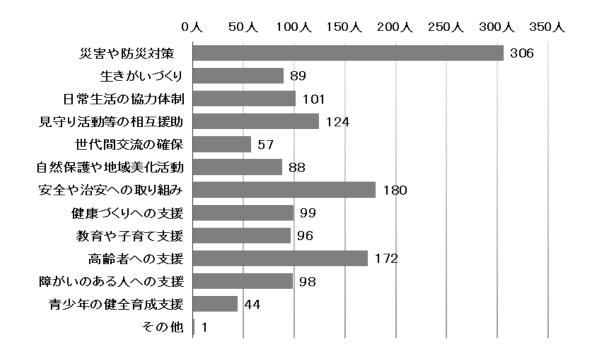
(22) 住民が身近に「できること」や「役に立てること」を地域で 循環させていくためには、どのような取り組みが必要だと思い ますか。

「気軽に集まり交流できる場の確保」が多くなっています。



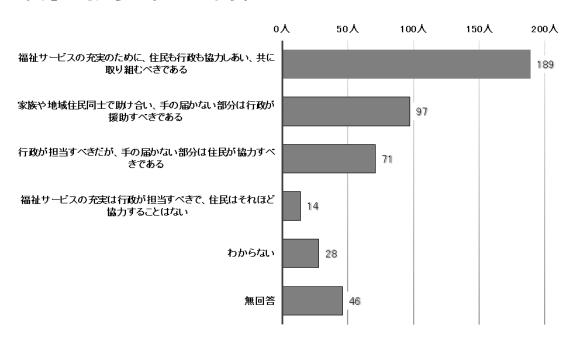
(23) 地域社会の役割や地域の人が協力して取り組むことについて、 どのようことを期待していますか。

「災害や防災対策」が306人と最も多く、次いで「安全や治安への取り組み」「高齢者への支援」となっています。



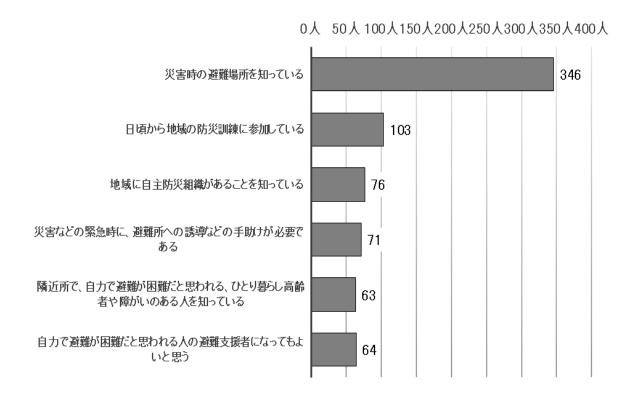
(24) 地域での福祉活動を推進していくうえで、住民と行政との関係 はどうあるべきだとお考えですか。

「福祉サービス充実のために、住民も行政も協力しあい共に取り組むべきである」が最も多くなっています。



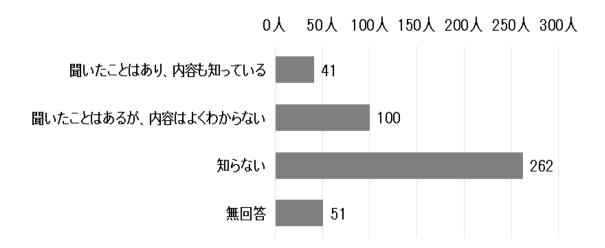
(25) 防災に対する日頃からの取り組みや、災害など緊急時の対応について、お聞かせください。

「災害時の避難場所を知っている」が最も多くなっています。



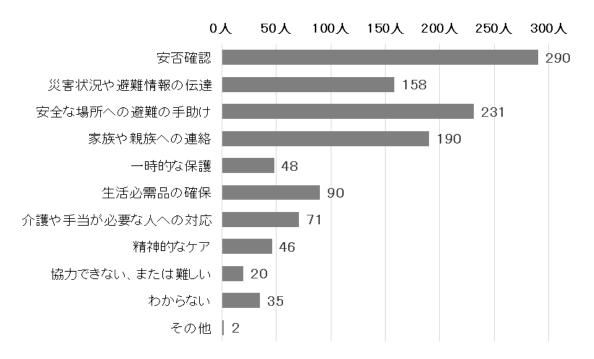
(26) 避難行動要支援者名簿への登録制度を知っていますか。

「知らない」が262人と半数を占めています。



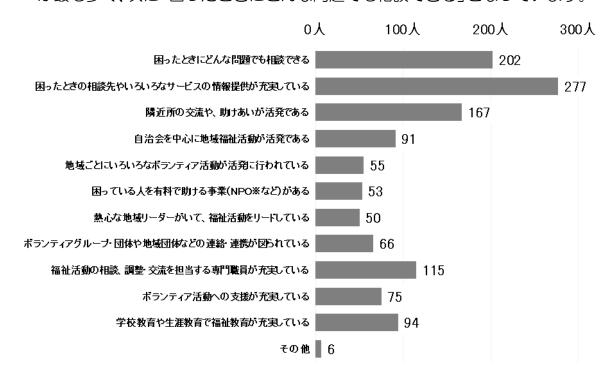
(27) 災害時に支援が必要な人のために、どのような助け合いや協力ができますか。

「安否確認」が最も多く、次いで「安全な場所への避難の手助け」「家族や 親族への連絡」と続いています。



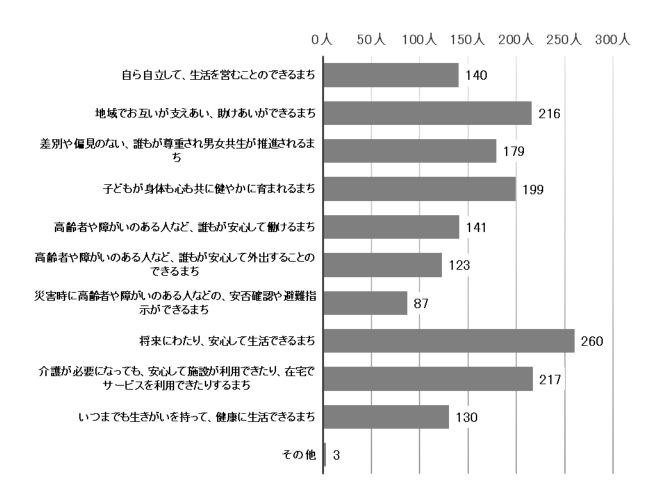
(28) 困ったときに助け合えるまち(地域)とはどのようなまち (地域)だと思いますか。

「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報提供が充実している」が最も多く、次に「困ったときにどんな問題でも相談できる」となっています。



(29) 山梨市をどんな「福祉のまち」にしたいと思いますか。

「将来にわたり、安心して生活できるまち」が最も多く、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅サービスを利用できたりするまち」「地域でお互いが支え合い、助けあいができるまち」となっています。



(30) 自由意見

今回のアンケートで福祉に対しての要望や意見をたくさんいただきました ので、代表的な要望・意見を掲載します。

- アンケートを通し、色々考えることができました。「生活相談支援センター」は何の相談をするか分かりにくいので、生活困窮の支援とは思いにくいのかと感じます。個人的には子どもの支援等ボランティアに興味があります。やはり子どもの健全な育成は、将来にも(山梨市の将来にも)大変重要だと思います。
- 福祉活動に積極的に参加したいと思っていますが、内容が良く理解出来ません。 広報等で特集をしてくれたら、ありがたいです。
- ボランティアやNPO活動等、市町村の地域格差があると感じます。子育て、介護、障害等、制度だけでなく活用できる地域資源がつくられていく事を期待します。
- 自分自身が子ども時代を山梨市で過ごした身として、今住んでいる子どもたちにも、安心して暮らせる場所になるための福祉を望みます。子育て世代の住民もこれから地域を主に引っ張るためのモチベーションに繋がるのではと思います。
- サービスや制度を充実させる事も重要だと思いますが、現在の体制で無駄なものはないか、統合して合理化できる所はないかといった事を見直す事も大切だと思います。予算も人も限られている中で、効率的かつ有効的に必要な所に手が届くように考えてほしいです。
- 各地域の公民館へ年に2回くらい「出前何でも相談」を開設してほしいです。 自然災害がいつ来るのか、最近身近に感じています。高齢者向けの対策知識を 得たいです。
- 山梨市の福祉に対しては色々聞くこともあり良いと思いますが、福祉全般、どの 様な福祉対策があるのかよくわかりません。福祉全般の広報をわかり易い方法で 提示して欲しいと思います。
- 市内も独居高齢者が増えており、亡くなったり、若しくは要介護状態となり空き 家となったり、組から抜ける人も出てきました。そのようなことが起きないように 福祉の充実、安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいと思います。

また、障害や引きこもりの人などが活躍できるよう、表立っての活動をお願い したいと思います。

- 山梨市では様々な福祉制度や活動があり、意義を感じます。ひとり暮らしや地域 交流の少ない方は、このような機会を利用することが、残念ながらあまりないよう に感じます。コロナウイルス感染等で、交流の機会が減ってしまっていますが、 地域での声の掛け合いや交流が地域の福祉の浸透には欠かせないと思います。
- 介護を必要とする状況にならないとなかなか考えることはできませんが、地域の 力がとても大切だと思いますので、健康寿命の延伸のためにも定年後などボラン ティアなどに参加できると良いと思います。

ほとんどの人が山梨市の福祉について知らず、社協についても知らないと思います。

学校の部活動において先生の負担が多すぎると思います。ボランティアなどに協力してもらい、先生の負担を減らし教育にゆとりを持てるようにすべきだと思います。

- よく知らないことが多いので、一般市民に周知してほしいです。支えたいし、 支えてもらいたいが、知らないことが多いと気軽にはできないと思います。余程の ことがあれば市役所で相談しますが、それまで我慢してしまうと思います。
- 他もそうだと思いますが、どんなサービスがあり、どこに相談すれば良いのかなどもっとわかりやすいインフォメーションがあればと思います。困った時にどうしたら良いのかわかりづらい。普段から知りたい。きっと色々と努力していると思いますが、伝わって来ていません。

4 前計画の主な進捗状況について

平成28年3月に策定された前計画の主な進捗状況等については、以下のとおりとなっています。

●みんなで支え合うまちづくり

- ・地域コミュニティ活動を推進するために必要な公会堂等の整備・補修補助を行う ことにより、地域コミュニティの強化を図りました。
- ・地域の支え合い活動の基盤となる区・自治会に加入していない方へ、広報誌及び ホームページを活用した加入促進を行っています。
- ・地域ネットワークの円滑な連携として、要保護児童の支援、児童虐待の早期発見・ 早期対応の体制を構築しています。
- ・平成29年から「子育て世代包括支援センター」を設置し、切れ目のない支援を 「地域子育て支援センター(公立保育園、児童センター、つどいの広場)」と 連携しています。
- ・住民のいちばん身近な相談者である民生委員・児童委員の活動を支援するため、 情報提供及び研修会を行っています。

●活動の輪を広げるまちづくり

- 子育て世帯に適切な情報提供を行うため、「子育てハンドブック」を作成し配布 しています。また、「たっちメール」「母子手帳アプリ」を導入し、発信力の強化 を行い、市ホームページ、SNS も含めた情報発信をしています。
- •「山梨市子育て福祉ガイドマップ」「山梨市障害福祉のしおり」を作成し、制度 及びサービス内容だけでなく、峡東圏域内の事業所情報を掲載しています。

●安心して暮らすことができるまちづくり

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者の自立に向け、様々な事業(食料 支援、就労等の相談、家計改善、子どもの学習生活支援等)の推進に取り組んで います。
- ・保健、福祉、医療における相談窓口の連携を行い、相談者の多種多様なニーズに 適切に対応できる包括的な相談体制を構築しています。
- 自主防災組織に「防災パンフレット」の配布及び防災研修会を実施しています。

5 地域福祉の課題

山梨市の統計やアンケート調査、前計画の進捗状況などを踏まえ、地域福祉の 観点から主な課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

●地域での支え合い

- ・山梨市の高齢化率が33%を超え、高齢化が非常に進んでいます。加えて支え手となる若者が減少し、同時に地域での支え合いの基盤となる、区・自治会への加入率が年々減少しています。このため今後さらに、区・自治会の必要性について啓発を行い、加入促進を図る必要があります。
- 高齢化率が増加するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。近所づきあいもあいさつ程度で、ほとんど交流がなくなり、近所との関わりが薄くなっています。地域や行政、事業者等が協働で、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を確立する必要があります。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、このような暮らしや社会構造の変化を踏まえ、地域住民が支え合うことが重要です。そのためには、地域生活課題と向き合い、一人ひとりの暮らしや生きがいづくりなど、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向け、体制を整備して行く必要があります。

●福祉に対する意識とサービス利用の体制

- ・福祉情報についてのアンケート調査では、「情報が入ってこない」と答えた人が 半数近くいます。また情報の入手先として「インターネット」を利用する人や、 自由意見でも「情報を積極的に発信してほしい。」など、多くの人が福祉の情報を 受けることができるよう工夫する必要があります。
- 高齢者が増え、介護保険制度等を利用する人も年々増加しています。アンケート 調査でも福祉サービスの必要性を身近に感じる人が半数占め、特に「高齢者に関す る支援」を必要と感じている人が高い割合となっています。利用者が安心して サービスを受ける事ができるようにするためにも、サービスの事業者(提供者) と利用者の信頼関係を築く必要があります。
- ・アンケート調査では、「ボランティア」に参加したことがない人が、6割以上います。今後、福祉やボランティアに対する意識啓発を行うとともに、学校や家庭などを通じて、福祉教育等を充実する必要があります。

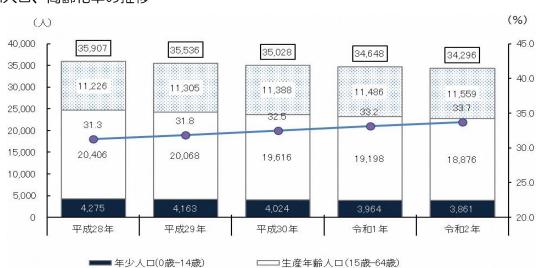
●安全・安心

- 社会的に弱い立場のある「高齢者」や「障害者」等の要援護者が、住み慣れた 地域で安心した生活をおくるには、施設・道路・交通機関など生活環境の整備も 必要となります。また、アンケート調査においても、交通手段の確保に関する 意見が多いため、今後、多くの人が利用する施設のバリアフリー化や、交通手段 の利便性の向上に努める必要があります。
- 高齢者が増加することもあり、災害等の緊急時の備えとして、日頃からの訓練と、 地域での協力体制が重要となります。このため防災意識の啓発と活動の促進が 必要となります。
- 増加している生活困窮世帯においては、早期に把握し支援することが重要です。 これら世帯の発見の仕組みと、包括的な支援体制の充実が必要となります。



総人口、高齢化率の将来推計

出典: 令和2年度は住民基本台帳(10月1日現在)、その他の年度は厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム



➡ 高齢者人□(65歳以上)

総人口、高齢化率の推移

出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)

━ー高齢化率

第3章 計画の基本的考え方

● 基本理念

「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、 地域住民や社会福祉関係者・団体、行政などがお互いに連携・協力して、地域に おける様々な困りごとの解決に向けて取り組んでいこうという考え方です。

少子・高齢社会が進行する中、地域で暮らす人々の支援ニーズは複雑化、多様化し、制度によるサービスだけでなく、地域の人と人のつながりの中での支え合いが不可欠のものとなっています。そのためには、行政はもとより、地域住民、事業者、NPO 法人、ボランティアなど地域で活動する団体や組織が地域生活課題(※1)を共有し、それぞれの特性を活かし、課題の解決に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。

地域生活課題に対しては、自助、共助、公助がお互いに重なり合いながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除等から守り、社会・地域の一員とし包み支えることが求められます。この「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」の考え方を踏まえた「支え合いの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくことが重要となります。行政は、限られた財源のもと、選択と集中という観点から、自助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを確実に提供することで、地域福祉を総合的に推進していきます。

※1「地域生活課題」とは、

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題のこと。(社会福祉法第4条第2項参照)

本市では、このような考えから、基本理念を次のように設定しました。

基本理念

ー人ひとりが主人公 支え合いが広がる 笑顔のまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げています。

1 地域に関心を持ち、行動できる人が増える環境づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域での「支える側」「支えられる側」という立場を超えて、皆が地域社会を構成する一員として、地域の活動や課題の解決などに取り組んでいける人が増える環境づくりを進めます。

2 誰もがともにつながり、支え合う地域づくり

同じ地域で暮らす住民同士が顔の見える関係をつくり、主体的、積極的に見守りあい、支え合い、困ったときに助け合うことができるようつながりを深める活動に取り組み、支え合いの地域づくりを進めます。

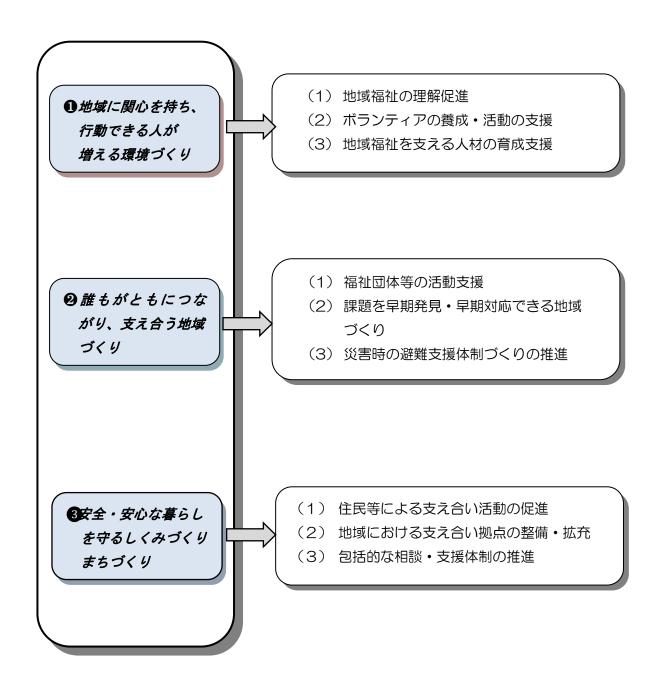
3 安全・安心な暮らしを守るしくみづくり

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等課題を抱え支援を必要とする人が、必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できるようにすることで、誰もが安心して暮らせるようなしくみづくりに取り組みます。

3 計画の体系図

基本理念

一人ひとりが主人公 支え合いが広がる 笑顔のまちづくり



市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

「地域福祉計画の策定ガイドライン」及び「厚生労働省 地域福祉計画策定状況等の調査結果」をもとに作成

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ●様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ●高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野にうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ●生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に 対応できる体制
- ●共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ●居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ●就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ●自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在 り方
- ●市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利養護の在り方

- ●高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な 対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者 が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ●保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした 者等への社会帰支援の在り方
- ●地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ●地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決 に取り組むことができる地域づくりを進めるため の圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の 圏域との関係の整理
- ●地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ●地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ●全庁的な体制整備
- ●その他

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ■福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- ●社会福祉従事者の専門性の向上、 ケアマネジメント、ソーシャルワ ーク体制の整備
- ●サービスの評価やサービス内容 の開示等による利用者の適切な サービス選択の確保
- ●成年後見制度、日常生活自立支援 事業、苦情解決制度など適切なサ ービス利用を支援する仕組み等 の整備
- ●避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

- ⑤包括的な支援体制の整備に関す る事項
- ●「住民に身近な圏域」において、 住民が主体的に地域生活課題を 把握し解決を試みることができ る環境の整備(法第106条の3 第1項第1号に規定する事業)
- ●住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を 包括的に受け止める体制の整備 (法第106条の3第1項第2 号に規定する事業)
- ●多機関の協議による市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第106条の3第1項第3号に規定する事業)

- ③地域における社会福祉を目的 とする事業の健全な発達に関す る事項
- ■民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ●社会福祉法人による「地域における交易的な取組」の推進
- ●福祉、保健、医療と生活に関する 他分野との連携方策

- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ●活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ●地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- ●地域住民、サービス利用者の自立
- ●地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ●住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- ●福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ●民生委員・児童委員の充実に向けた環境整備

第4章 地域福祉推進のための施策

● 地域に関心を持ち、行動できる人が増える環境づくり

(1) 地域福祉の理解促進

施策の方向

地域福祉を支えるのは市民一人ひとりであり、その中身は、誰もが「支え手」にもなり、「受け手」にもなるという両方の側面を持っています。そのため、誰もが地域の一員であるという認識が広がるよう、市民の方々と協働し、地域福祉の理解促進のための取り組みを進めていきます。

現状と課題

市民アンケート調査の結果からは、地域福祉への関心や地域活動への参加については決して高いとは言えないのが現状です。福祉意識の向上には、本計画をはじめ、地域福祉に関係する各福祉分野別の計画や他の行政計画、山梨市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」などの地域への普及はもちろん、例えば地域福祉の具体的なテーマごとの講座の開催などにより、住民同士や関連する地域組織への関心を高めるとともに、実際の行動につなげていくことが重要となります。

区分	努 カ す る 内 容
市民	■ 子どもに思いやりの心を教え、社会性をもたせます。
(自助)	■ 地域や行政で開催する福祉学習に積極的に参加します。
	■ 子どもたちが福祉活動に参加する機会を設けます。
地域	■ 地域の人材・施設等を生かした福祉教育、学習活動に努めます。
(共助)	■ 伝統的な行事・活動の目的を再認識し、地域の連帯感の醸成に
	つなげるとともに、その活性化に努めます。
市	■ 学校、地域、社会福祉施設、社会福祉協議会などと連携した福祉
(公助)	教育の推進を図ります。

施策の内容	主管課
■ 学校と連携し、子どもたちが福祉について学び・体験する機会を つくり、福祉について理解を深めます。	学校教育課 福祉課 社会福祉協議会
■ 学校・家庭・地域等が連携し地域福祉に理解を深めるための啓発 活動を行います。	学校教育課 福祉課 社会福祉協議会
■ 公民館活動を通じ、市民のニーズに応じた地域福祉の学習支援や、 情報提供を行います。	生涯学習課 福祉課
■ 広報誌やホームページを活用し、市民の地域福祉に対する意識醸成を図ります。	福祉課

(2) ボランティアの養成・活動の支援

施策の方向

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、世帯構成が変化する中で地域では支援が必要と思われる人の割合が高まっています。

こうした地域の中では、ちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応した多様 な担い手が求められています。

そのため、誰もがボランティア活動に積極的に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりや、研修等の実施により地域の方々の意識向上を図り、地域活動の担い手となれるような育成を進めていきます。

現状と課題

地域におけるボランティア活動の活性化を推進するため、山梨市社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを設置して、ボランティアの普及・啓発のための様々な事業を実施していますが、今後はより多くの市民の方に参加してもらえるような工夫が必要です。

また、市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動への参加状況は、6割以上の人が「ない」と回答しております。また、参加した人の理由も「前々から関心があった」「友人や知人からの誘い」といった個人的な理由が多くなっており、市や市社協におけるこれまでの取り組みが反映されたものとは言い難い状況であり、さらなる取り組みが求められます。

区分	努 カ す る 内 容
市民(自助)	■ ボランティア活動を理解するため、積極的に学習の場等に参加します。■ ボランティア活動に積極的に参加します。
地域(共助)	 〔社会福祉協議会〕 ■ ボランティア活動に対する理解と意識の醸成を図るため、ボランティアの発掘・育成に努めます。 ■ ボランティアに関する提案を受け止める仕組みづくりを進めます。 ■ ボランティアの情報提供・コーディネート機能の充実に努めます。
市(公助)	■ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成や地域でのボラン ティア活動への理解を深めます。

施策の内容	主管課
■ 広報誌やホームページを活用し、ボランティア活動の普及啓発に	福祉課
努め、ボランティア活動への参加を推進します。	社会福祉協議会
■ 市民活動に取り組んでいる人や、これから取り組もうとする人を	福祉課
支援するため、活動に役立つ情報の収集・発信を行います。	社会福祉協議会
■ ボランティアの育成やボランティアへのきっかけづくりとして、	福祉課
ボランティア講座や体験事業を充実します。	社会福祉協議会
■ ボランティア活動を指導するボランティアコーディネーターを	福祉課
育成します。	社会福祉協議会
■ ボランティアセンターの機能を充実し、ボランティア活動に意欲の	福祉課
ある市民などのボランティア登録を促進します。	社会福祉協議会

(3) 地域福祉を支える人材の育成支援

施策の方向

少子高齢の進行や世帯構成の変化等により福祉ニーズが多様化し、福祉分野の活動の担い手となりうる人材の重要性は高まっています。また、こうした活動の中心となるリーダーの存在は、円滑な地域福祉活動のために必要不可欠です。

とりわけ、日常生活で地域との関わりのある住民(生活視点を持った女性、会社等の組織で長年培った経験等が活かせる退職者、これからの地域を担う若者等)が 地域福祉活動の中心となることが大切です。

本市では、引き続き、地域での担い手不足を解消するため、地域福祉を支える 人材の確保・育成を推進していきます。

現状と課題

地域福祉の推進には、行政による公的なサービスや制度のみならず、住民主体の活動が大きな要素となります。近年の気候変動がもたらす、大規模災害により各地で甚大な被害が度重なるごとに、地域のネットワークづくりの強化による助け合い・支え合いの重要性が再認識されており、こうした観点からも、住民や地域の団体、事業所等による地域貢献活動がさらに広がっていくことが不可欠です。

こうした地域の活動がさらに拡充していくためにも、活動に携わる人材が増え、 地域で活躍していただくことが今後の課題と言えます。活躍する人材が地域の各 組織でのネットワークを強固にするとともに、そのネットワークが有機的に機能 することで地域での団結力につながっていくものであり、そのような、"仕組み づくり"や"仕掛けづくり"、"場づくり"に取り組むことも重要です。

区分	努 カ す る 内 容
市民(自助)	■ 自らが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを認識します。■ 地域や行政で開催する福祉学習に積極的に参加します。■ 自らの持つ福祉の知識・技術を活かし、地域に貢献します。
地域(共助)	■ 福祉活動に関する学習機会を設けます。■ 地域の団体の組織運営に関する意識改革に取り組みます。■ 地域において、福祉のリーダーを育成します。
市(公助)	■ 地域福祉活動の担い手を育成するため、研修会・講演会など学習 の機会を設け、地域福祉の啓発を行います。

施 策 の 内 容	主管課
■ 市民を対象とした福祉学習の機会を設けます。	福祉課
	社会福祉協議会
■ 地域福祉計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表すると ともに、広報誌やホームページなどによる情報発信を行います。	福祉課
■ 地域福祉計画の考え方や施策の内容の浸透を図るために、出前講座 や地域の各種催しなどの機会を通じて普及・啓発に努めます。	福祉課
■ わかりやすい福祉施策の展開を目指し、周知・展開等できる体制 づくりを進めます。	福祉課

2 誰もがともにつながり、支え合う地域づくり

(1) 福祉団体等の活動支援

施策の方向

地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で、地域で福祉分野の活動をする団体の役割は大きく、ますます重要なものとなっています。こうした団体と連携を取りながら、それぞれの活動が活性化されるよう、活動の場の整備や地域におけるネットワーク形成等の支援に取り組みます。

現況と課題

地域福祉を推進する団体としては、社会福祉協議会をはじめとして、民生委員・ 児童委員協議会、老人クラブ、ボランティア連絡会などがあり、地域福祉活動の推進 に取り組んできました。

また、現在では、社会福祉法人やNPO等が、地域の居場所、子ども食堂、学習 支援などの様々な取り組みを行ってきています。

今後は、ますます多様化、複雑化する地域生活課題の解決に向けた各種団体の地域 貢献活動をより一層支援していくことが求められます。

区分	努 力 す る 内 容
市民(自助)	■ 社会福祉協議会の活動内容に関心を持ち、その活動へ積極的に参加します。■ 担当民生委員・児童委員を知り、相談相手として活用します。■ 社会福祉法人・NPO 等の地域貢献活動に積極的に参加します。
地域(共助)	 【地域等〕 ■ 地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化及び情報共有化を図ります。 ■ 民生委員・児童委員が活動しやすいよう積極的に支援します。 ■ 社会福祉法人・NPO等は地域貢献活動を提案し、情報発信に努めます。 〔民生委員・児童委員〕 ■ 研修会等へ積極的に参加するなど、知識の習得に努めます。 ■ 地域住民ニーズを的確に把握し、行政や関係機関へ発信します。また、身近な相談者として、総合的な視点からアドバイスを行います。 ■ 伝統的な行事・活動を活用しながら、地域の連帯感の醸成につなげるとともに、その活性化に努めます。
市(公助)	 ■ 社会福祉協議会との連携を緊密にし、地域福祉の向上に努めます。 ■ 民生委員・児童委員の活動を支援します。 ■ 社会福祉法人・NPO 等に対して、地域生活課題の解決に向けた社会資源の創出や地域貢献活動の実施を促進します。 ■ 社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」を周知、啓発し、その支援に取り組みます。

施 策 の 内 容	主管課
■ 社会福祉協議会及び社会貢献活動を行う社会福祉法人・NPO等との連携を図ると共に、それらの活動へ市民が参加できるよう情報提供の充実を図ります。	健康増進課 介護保険課 子育て支援課 福祉課
■ 社会福祉協議会の地域福祉活動計画等との連携、補強・保管および 整合性を図りながら、地域福祉計画の進行管理を行います。	福祉課
■ 民生委員・児童委員の活動を支援します。	福祉課 社会福祉協議会
■ 社会福祉法人・NPO 等に対して、地域生活課題の解決に向けた 社会貢献活動の創出に向けた提案を行い、その活動を支援します。	福祉課

(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

施策の方向

高齢者・障害者・子どもへの虐待、認知症高齢者の一人歩き、ひきこもり、孤独死など、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある方が抱えている潜在的な問題について、その予防や早期発見・早期対応ができるよう、地域での連携体制を構築し、専門機関にかかる前に解決できる地域の仕組みづくりを進めていきます。

現況と課題

市では、これまで民生委員・児童委員や広く市民向けの講演会や講習会を通じて、 認知症高齢者、子どもの虐待、生活困窮者支援など、地域で起きている様々な福祉 課題について理解を深めていただく啓発活動を行ってきました。

こうした取り組みを通じて、地域での気づきや見守りの中で、必要な時には誰もが 相談できる体制づくりも併せて行ってきました。

しかし、地域では依然として潜在的に課題を抱えている方がいるほか、ひきこもり、8050問題といった、顕在化しにくい新たな課題を抱えている方もいるため、早期発見・早期対応に向けた地域で見守る体制づくりや、アウトリーチ支援、さらには、家族介護者に対する支援も必要とされています。

また、認知症高齢者の地域での見守りの強化にあたっては、引き続き、認知症 サポーター養成講座等による認知症の正しい理解をはじめ、徘徊SOSネットワークに よる全市的な発見する仕組みや人材の養成が必要です。

市民アンケート調査結果によると、「地域」との関わりが深い生活という面では「そうは思わない」という回答が多く、「そう思う」という回答も5年前の調査から10%近く減少しています。地域とつながりがなくなり「孤立すること」が起因となる孤独死等といった問題は、地域の中では表面化しにくい課題となっています。

区分	努 カ す る 内 容
市民(自助)	■ 困ったときに、早めに相談窓口に出向くよう心がけます。
地域(共助)	■ 日頃から地域で困りごとを抱えた人に気づき、相談窓口につな げるよう心がけます。
市(公助)	■ 困りごとを抱えた人を早期に把握するとともに、包括的な支援を 行います。

施策の内容	主管課
■ 相談窓口や業務内容を広く市民に周知し、地域で課題を抱えた 人の早期把握・早期支援につなげます。	健康増進課 介護保険課 子育て支援課 福祉課
■ 庁内全体のネットワークを構築し、複合的な課題を抱えた人に対して連携して早期に支援していきます。	健康増進課 介護保険課 子育て支援課 福祉課
■ 山梨市生活相談支援センターは、生活困窮者等の把握に努め、 包括的に相談・支援を行います。	福祉課
■ 他の制度や地域の多様な社会資源を活用し、生活困窮者等複合的 な課題を抱えた人の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会

(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進

施策の方向

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、 地域の助けあいが必要です。引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難 訓練を行うとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

また、災害発生時における市社協の災害ボランティアセンターの開設とその活動が 円滑に行えるよう、市社協との連携をさらに強化していきます。

現況と課題

市では、災害時の避難行動要支援者名簿に基づき、災害が生じたときは、地域と 市が連携をとり、避難行動要支援者の避難支援を実施することとしています。また、 指定避難所での生活が困難な人については、市と協定を締結した福祉施設等に福祉 避難所を開設し、受け入れを行うこととしています。

市民アンケート調査結果によると、避難行動要支援者名簿への登録制度について、「知らない」と答えた人が過半数を超えており、制度の周知と共に、避難支援について、地域での具体的な助け合いの取り組みの必要性を感じます。

区分	努 力 す る 内 容
市民(自助)	■ 身の回りの危険個所の把握や避難経路の確認を行います。■ 自主防災組織の活動に積極的に参加します。■ 高齢者や障害者等の要支援者情報を自主防災組織に登録します。
地 域 (共助)	■ 災害時に特別な配慮が必要な要支援者の把握に努めます。■ 地域住民の防災意識を高め、家庭での防災対策を促進します。■ 自主防災組織を充実・強化をします。
市(公助)	■ 地域防災の理解・推進をします。■ 災害時要支援者の把握及び支援をします。

施策の内容	主管課
■ 自主防災組織の活動支援をします。	防災危機管理課
■ 災害時に特別な配慮が必要な、災害時要支援者の把握及び台帳の 整備をします。	防災危機管理課 福祉課
■ 福祉事務所の開設について、関係課で連携し、運用マニュアルの整備やアクションカードの作成を行います。	福祉課 介護保険課 健康増進課 子育て支援課
■ 災害時要支援者に対する情報伝達手段の拡充を行います。	防災危機管理課

3 安全・安心な暮らしを守るしくみづくり

(1) 住民等による支え合い活動の促進

施策の方向

地域では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加すると共に、人間関係の 希薄化が進んでいることから、住民が抱える困りごとが潜在化している状況があり ます。このため、地域で暮らす人が身近な生活課題を地域の課題としてとらえ、誰も が暮らしやすい地域にするために、地域で活動する団体等の支援や地域の方々が相互 に交流できるような場づくりを行い、住民同士の支え合いの力を育むことが必要です。

引き続き、市では、地域福祉の推進に取り組む団体等の活動支援を進めるとともに、 支え合いの地域づくりに向け、新たな活動を始めやすい環境の整備に努め、住民等に よる主体的な活動を促進することで、「他人事」を「我が事」に変える取り組みを 推進していきます。(社会福祉法第106 条の3 第1 項第1 号にかかる取り組み)

現況と課題

これまで行政からの働きかけによる地域ネットワークづくりに取り組んできましたが、支援の対象となる活動や内容が各分野や制度ごとに決められているため、一体的な仕組みとなっていない現状があります。

対象となる分野を横断的に捉え、住民等による支え合い活動の推進に向けた主体的 な取り組みに対しては、行政側も一元的な支援を行う必要があります。

市民アンケート調査結果によると、地域での福祉活動を推進していくためには、 「住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである。」という考え方を示している 方が最も多くなっています。

区分	努 力 す る 内 容	
市民	■ 区・自治会等の地域活動に参加し、仲間づくりを行います。	
(自助)	■ 一人ひとりが近隣を温かく見守り、声かけ、気づきに努めます。	
地域	■ 地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行います。	
(共助)	■ 地域活動への参加を積極的に呼びかけます。	
市	■ 区・自治会の育成に努めるとともに、地域の「ネットワーク」	
(公助)	づくりに必要な協力体制を構築します。	

施 策 の 内 容	主管課
■ 区・自治会への加入促進を図り、地域コミュニティ活動への参加を	総務課
働きかけます。	市民課
■ 高齢者や障害者など、生活上の問題を抱える人でも、地域で生活し	介護保険課
社会参加することのできるよう地域へ啓発を行います。	福祉課
■ 社会福祉施設や地区公民館などの地域資源を生かし、異なる世代間の交流や、人と人とのつながり合える「地域住民の交流の場」づくりを推進します。	生涯学習課

(2) 地域における支え合い拠点の整備・拡充

施策の方向

少子高齢化などの社会的な問題が進行する中で、住民の抱える困りごとは多様化していることから、個別分野ごとの相談窓口間の連携をさらに図り、地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進していきます。(社会福祉法第106条の3第1項第2号にかかる取り組み)

現状と課題

地域における支え合い拠点づくりへの支援については、これまで分野ごとの取り 組みの中で行ってきましたが、地域の課題や住民の困りごと等を、適切な窓口につな ぐ相談支援ネットワークの整備は、まだ十分ではありません。

市民アンケート調査結果によると、生活上困ったことがあった場合の相談先としては、「同居の家族」が最も多く、次いで「友人・知人」「別居の家族」の順となっており、日頃からの人間関係が築かれている、信頼できる身近な人が相談先となっています。

また、住民が身近に「できること」や「役に立てること」を地域で循環させていく ための取り組みとして「気楽に集まり交流できる場の確保」の回答が最も多く、身近 で気軽に集まれる場が市域全体に広がるよう、活動団体に対して支援をすることが 重要となります。

区分	努 力 す る 内 容	
市民	■ 一人ひとりが近隣を温かく見守り、声かけ、気づきに努めます。	
(自助)	■ 支援が必要な人の情報把握に努めます。	
地域	■ 地域のつながりを密にして、見守りを行います。	
(共助)	■ 地域の役員や各種委員等の横の連携と情報交換を行います。	
市	■ 地域・NPO・事業所・社会福祉施設等と協働による「見守り	
(公助)	ネットワーク」の構築を行います。	

施策の内容	主管課
■ 見守りネットワークの構築に向け、地域・各種団体・事業者等と 連携を図り、各種サービスにつなげる体制づくりを進めます。	福祉課 介護保険課
■ 社会的に孤立した者の早期発見・早期対応を図るとともに、孤独死などを防止するための取り組みを進めます。	健康増進課介護保険課福祉課
■ 誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、保健・ 医療・介護・福祉などの必要なサービスが切れ目なく、総合的に 供される包括的な地域包括ケア体制を構築します。	健康増進課 介護保険課 子育て支援課 福祉課

(3)包括的な相談・支援体制の推進

施策の方向

世帯の高齢化や複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、その課題の解決に向けては、福祉分野だけでなく、医療や保健、経済産業、都市・環境整備、教育、権利擁護等といった、個別分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

市では現在、分野ごとの相談支援体制の中で、必要に応じて連携を取っていく方法で、複合的な課題を抱えた住民に対する相談対応を行っています。このため、今後、あるべき相談支援体制整備に向けて、具体的な取り組みを行っていきます。

(社会福祉法第106 条の3 第1 項第3 号にかかる取り組み)

現状と課題

現在、市には、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者、DVなど分野ごとの福祉課題に分かれた相談支援センターが設置されており、相談内容に応じたセンターでの対応を行ってきています。しかし、相談内容が一つの分野に限られるケースは少なく、多くのケースで複合的な課題を抱えていることが現状となっています。複合的な課題の解決に向けた対応のため、市の相談・支援体制の見直しが求められています。

市民アンケート調査結果によると、「困ったときに助け合えるまち(地域)とは どのようなまち(地域)だと思いますか」との問いに対しては、「困ったときの相談 先やサービスの情報提供が充実している」「困ったときにどんな問題でも相談できる」 との回答が多くなっており、住民の困りごとへの的確な対応が求められています。

区分	努 カ す る 内 容
市民(自助)	■ 隣近所の人と分からないことを気軽に相談できる関係性を築きます。■ 困りごとがあれば、身近な相談支援機関に相談します。■ 周囲が抱える課題を、他人事ではなく、我が事として考えます。
地域(共助)	■ 日頃から地域に気になる人がいる場合には見守りを心掛け、適切な相談先へ連絡します。■ 行政などの相談支援窓口を地域住民に周知します。
市(公助)	■ 複合的な課題を抱えた人からの相談に対応するため、アウトリーチの手法も取り入れながら、包括的な支援、伴走型の支援の体制整備に取り組みます。

施 策 の 内 容	主管課
■ 分野を超えた支援関係機関の連携体制を整えることで、重層的な支援体制づくりを進め、困りごとを解決できる総合相談機能の強化に取り組みます。	健康増進課 介護保険課 子育て支援課 福祉課
■ 子どもや高齢者、障害者などに対してニーズに合った包括的な支援を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用し、迅速で適切な対応を行います。	健康増進課 介護保険課 子育て支援課 福祉課 社会福祉協議会
■ 複合的な課題で困窮している人の相談に応じるため、相談支援を 行うと共に、就労支援や居住支援を必要とする人に対し、自立に 向けた支援を行います。	福祉課

山梨市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

平成27年4月1日 告示第116号

(設置)

第1条 山梨市の地域内における福祉に係る総合的な計画である山梨市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、山梨市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(運営方式)

第2条 懇話会は、地域福祉計画に対して意見を付し、又は要望を行うための機関として運営する。

(構成)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織し、市長が委嘱または任命する。

(会長及び副会長)

- 第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の議事及び運営に必要な事項は会長が定める。 附 則
 - この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 山梨市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

	所属	氏 名	備 考
1	山梨市民生委員・児童委員連絡協議会 会長	荻原 眞紀子	懇話会 会長
2	山梨市社会福祉協議会の会長	詫間 仁	懇話会 副会長 山梨市ボランティア連絡会会長
3	山梨市医師会 会長	中澤 良英	
4	峡東保健所 所長	櫻井 希彦	
5	山梨市区長会 会長	深沢 健三	
6	山梨市障害者福祉会の会長	村松 岩男	
7	山梨市校長会 会長	鶴田 一路	
8	山梨市老人クラブ連合会 会長	堀内 寛治	
9	山梨市公民館連絡協議会 会長	天野 義郎	
10	山梨市保育園保護者連絡会 会長	深沢 真一郎	
11	山梨市教育長	澤田 隆雄	
12	山梨市副市長	古屋博敏	

3 山梨市地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱

平成27年4月1日 告示第117号

(設置)

第1条 山梨市の地域内における福祉に係る総合的な計画である山梨市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、山梨市地域福祉計画策定庁内検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 検討会議は、委員若干名で組織する。
- 2 検討会議の議長(以下「議長」という。)は、副市長とし、検討会議の副議長(以下「副議長」という。)は、福祉事務所長とする。
- 3 検討会議の委員は、関係各課の長とする。

(議長及び副議長の職務)

- 第3条 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

- 第4条 検討会議は、地域福祉計画策定に関し、次の事項を所掌する。
 - (1) 地域福祉計画の基本方針及び基本構想の策定に関すること。
 - (2) 地域福祉計画の素案の作成に関すること。
 - (3) その他必要とする事項

(会議)

- 第5条 検討会議は、議長が招集する。
- 2 検討会議に作業部会を置く。

(作業部会)

- 第6条 作業部会は別に定める職員(以下「検討員」という。)をもって構成する。
- 2 検討員は、関係各課のリーダー等のうちから任命する。
- 3 検討員は、議長の命をうけて、分担事項の計画策定事務に従事する。 (庶務)
- 第7条 検討会議及び作業部会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

4 山梨市地域福祉計画策定庁内検討会委員名簿

役 職 名	職名	氏 名	備考
議長	副市長	古屋博敏	
副議長	福祉課長	武井 学	
	政策秘書課長	中山 浩貴	
	防災危機管理課長	宮澤 健一	
	子育て支援課	長沼 裕子	
	健康増進課長	矢崎 貴恵	
	介護保険課長	芳賀 光久	
委員	商工労政課長	大沢 和洋	
	建設課長	鶴田 圭司	
	都市計画課長	日野原 大城	
	学校教育課長	竹川 一郎	
	生涯学習課長	加々美修	
	社会福祉協議会事務局長	古屋 貴章	

5 山梨市地域福祉計画策定庁内検討会議作業部会検討員名簿

課名	担 当 名	氏 名	備考
政策秘書課	政策調整担当	渡邊 輝昭	
防災危機管理課	消防防災担当	芦沢 義仁	
子育て支援課	子育て支援担当	丸山 俊文	
健康増進課	健康支援担当	福島 しのぶ	
介護保険課	地域包括支援担当	町田 なる美	
商工労政課	商工労政担当	原田 亙	
建設課	市営住宅担当	内田 宏國	
都市計画課	都市計画担当	飯島 幹根	
学校教育課	学校教育担当	宮本 貴光	
生涯学習課	生涯学習担当	根津 道仁	
社会福祉協議会		飯塚 雄志	
福祉課	障害福祉担当	古屋 はるみ	
	生活保護担当	望月 誠	
	社会福祉担当	荻原 眞理	
		宮本康子	
		村田 佳祐	

山梨市地域福祉計画

〔令和3年度~令和7年度〕

発行日:令和3年3月 編集:山梨市 福祉課

発行者:山梨市

住 所: 〒405-8501 山梨県山梨市小原西843

TEL:0553-22-1111(代表)